

平成 30 年第 4 回
島尻消防組合臨時議会

議事録

平成 30 年 11 月 30 日(金)

平成 30 年第 4 回 島尻消防組合 臨時議会				1 日目
招集月日	平成 30 年 11 月 30 日			
招集場所	島尻消防組合 講堂			
開閉会等日	開会	午前 13 時 30 分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午後 13 時 47 分	議長	本村 繁
出席(応招)第 2 回 定例議会	議員番号	氏名		
	1 番	新里 嘉		
	2 番	宮平 憲二		
	3 番	米増 雄二		
	4 番	仲間 光枝		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		3 番 米増 雄二	4 番 仲間 光枝	
職務の為議場に出席した者		書記 平安名 勲		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	瑞慶覧長敏	予防課長	城間功
	副管理者	新垣安弘	第一警備課長	大城 学
	消防長	津波古充也	第二警備課長	新里昇昭
	次長	屋比久 学	第三警備課長	中本隆雄
	署長兼警防課長	比嘉 典夫		
	総務課長	島袋 清正		
	会計管理者	喜屋武 信彦		

平成30年第4回島尻消防組合臨時議定会期日程表

会期 平成30年11月30日(金) 1日間

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	十一月三〇日(金)	本会議	13時30分	管理者あいさつ 第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 第4. 島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第3号)

平成30年第4回島尻消防組合臨時議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
		管理者あいさつ	
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3	議案第20号	島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第4	議案第21号	島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第3号)	

平成 30 年第 4 回島尻消防組合臨時議会議事録

日 時 平成 30 年 11 月 30 日 (金) 13 時 30 分

議長 (本村 繁)

みなさん こんにちは。

これより、平成 30 年第 4 回島尻消防組合臨時議会を開会したいと思います。

諸般の報告を行います。

管理者より議案第 20 号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」他 1 件の議案が提出されております。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

それでは、臨時会招集にあたっての「管理者あいさつ」を受けたいと思います。

管理者 (瑞慶覧 長敏)

こんにちは、本日、平成 30 年第 4 回、島尻消防組合臨時議会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。

今臨時議会の議案内容につきましては、10 月 11 日に沖縄県人事委員会から県に勧告がございまして、構成市町の給与改正と同様に給与条例の一部を改正するものでございます。

勧告の大まかな内容は、月例給を引上げ致しまして平均年間給与の約 0.19%の増額、賞与につきましては、民間の年間支給割合を踏まえ 0.05 ヶ月の増額となります。

内容等につきましては、構成市町と同様の内容になっておりますのでご報告いたします。

次に議案第 21 号、「平成 30 年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算 (第 3 号)」は勧奨退職者による退職特別負担金の増についてであります。

以上、臨時議会の内容について述べましたが、日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしく御願ひ申し上げます。

平成 30 年 11 月 30 日

島尻消防組合管理者 瑞慶覧 長敏

議長 (本村 繁)

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

本日の会議録署名議員は会議規則第 7 1 条の規定により

「3 番米増雄二」議員、「4 番仲間光枝」議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本臨時議会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって本会議は 11 月 30 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第三、議案第 20 号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

次長（屋比久 学）

皆さんこんにちは、議案第20号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

提案理由、人事委員勧告に基づき島尻消防組合職員の給与に関する条例を改正する必要がある、別紙新旧対照表及び資料をご参照の上ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。

質疑のある方、どうぞ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行ないます。討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決にはいります。

議案第20号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり**決定**することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、原案のとおり**可決**されました。

日程第四、議案第21号「平成30年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）」についてを議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

次長（屋比久 学）

それでは、「平成30年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。

それでは1ページをお開き願います、「平成30年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第3号）」は次に定めるところによる、第1条、歳入歳出予算の総額から556万円を増額し、11億522万2,000円とする、詳細については事項別明細書にて説明します、まず初めに歳入から説明したいと思います、6ページをお願いいたします、6款1項1目基金繰入金、補正額556万円の増、理由としまして勸奨退職に伴う退職手当特別負担金の歳出を財政調整基金から繰入れるものでございます、次に歳出にいきたいと思います、7ページをお願いいたします3款1項1目消防費、補正額556万円の増、理由としまして勸奨退職に伴う退職手当特別負担金、3節職員手当の増でございます、以上で説明を終わります、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。

質疑のある方、どうぞ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。
これより討論を行ないます。討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。
これより**採決**にはいります。

議案第 21 号「平成 30 年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）について」は原案のとおり**決定**することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、原案のとおり**可決**されました。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 30 年第 4 回島尻消防組合臨時議会を、閉会いたします。